

## 当座勘定規定等の改定について

令和4年11月に予定されている電子交換所設立に伴い、令和4年9月1日及び11月4日に「当座勘定規定」「手形用法・小切手用法」を改定いたします。改定後の新规定・用法は、改定前よりお取引いただいているお客様に対しても適用されますので、予めご了承ください。何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

### 1. 対象となる規定

当座勘定規定、手形用法及び小切手用法

### 2. 令和4年9月1日（木）の改定内容

#### (1) 当座勘定規定の主な変更点

- ① 振出人等への支払済手形の受戻期限の設定、および同期限経過後の取扱いを追加。
- ② イメージファイルにより印鑑照合・手形用紙確認を行う旨の免責について追加。
- ③ 手形、小切手の支払について、現行運用上行われている取扱を電子交換所への移行を機に規定化するもの。

#### (2) 手形用法・小切手用法の主な変更点

- ① チェックライターにより金額印字を行う場合は、3桁ごとに「,」を印字することを追加。
- ② 電子交換所システムの仕様を踏まえ、使用可能文字を一覧化し追加。
- ③ 金額欄、銀行名、QRコード欄への記名捺印、訂正印等の押なつ、金額複記または訂正等の記載被りを禁止することを追加、手形用紙へのメモ書き禁止箇所の追加。

### 3. 令和4年11月4日（金）の改定内容

個人信用情報センターにおける不渡情報照会の取扱廃止に伴う個人信用情報センターへの登録規定を削除します。

#### (参考)

当座勘定規定改定条項の新旧対照表は[こちら](#)をご覧ください。

以上